

## 【外国籍の方向け補足資料】

※外国籍で大学院科目等履修生の出願を希望される場合、以下に記す内容について、各学部の内容に準じた扱いとします。

### ■出願資格

[本人条件]

出願時点において、科目に応じた在籍期間中有効な日本国在留資格を取得している者。

[保証人条件]

日本国内に居住する日本人または外国人で、独立の生計を営み、確実に保証人としての責務を果たしうる者。

### ■受講資格(学部の提示する条件を全て満たす者)

#### 仏教学部

1. 外国において学校教育における12年の課程を修了した者、またこれに準ずる者。
2. 出入国管理及び難民認定法第2条第2項に規定する別表第1の4該当の、「留学」の在留資格を得ることができる者。または日本の高等学校を卒業または卒業見込みの者で、外国籍を有する者。
3. 専門教育にたえうる基礎学力および、日本語の能力が受講に支障をきたさない程度に備わっている者。

#### 文学部

1. 外国において学校教育における12年の課程を修了した者、またこれに準ずる者で文部科学大臣の指定した者。
2. 出入国管理及び難民認定法第2条第2項に規定する別表第1の4該当の、「留学」の在留資格を得ることができる者。
3. 日本語の能力が入学後の受講に支障をきたさない程度に備わっている者。

#### 経済学部

1. 出入国管理及び難民認定法第2条第2項に規定する別表第1の4該当の、「留学」の在留資格を得ることができる者。
2. 外国において学校教育における12年の課程を修了した者、またこれに準ずる者で文部科学大臣の指定した者。
3. 専門教育にたえうる基礎学力および、日本語の能力を有する者。

#### 経営学部

1. 出入国管理及び難民認定法第2条第2項に規定する別表第1の4該当の、「留学」の在留資格を得ることができる者。
2. 専門教育にたえうる基礎学力および、日本語の能力を有する者。
3. 年齢満20歳以上の者。

#### 法学部

1. 出入国管理及び難民認定法第2条第2項に規定する別表第1の4該当の、「留学」の在留資格を得ることができる者。
2. 外国において学校教育における12年の課程を修了した者、またこれに準ずる者で文部科学大臣の指定した者。
3. 専門教育にたえうる基礎学力および日本語の能力を有する者。

#### 社会福祉学部

1. 出入国管理及び難民認定法第2条第2項に規定する別表第1の4該当の、「留学」の在留資格を得ることができる者。
2. 外国において学校教育における12年の課程を修了した者、またこれに準ずる者で文部科学大臣の指定した者。
3. 専門教育にたえうる基礎学力および日本語の能力を有する者。

#### 地球環境科学部

1. 外国において学校教育における12年の課程を修了した者、またこれに準ずる者で文部科学大臣の指定した者。
2. 出入国管理及び難民認定法第2条第2項に規定する別表第1の4該当の、「留学」の在留資格を得ることができる者。
3. 日本語の能力が入学後の学習に支障をきたさない程度に備わっている者。

#### 心理学部

1. 外国において学校教育における12年の課程を修了した者、またこれに準ずる者で文部科学大臣の指定した者。
2. 出入国管理及び難民認定法第2条第2項に規定する別表第1の4該当の、「留学」の在留資格を得ることができる者、または日本の高等学校を卒業または卒業見込みの者で、外国籍を有する者。
3. 日本語の能力が受講開始後の学習に支障をきたさない程度に備わっている者（日本留学試験を受験することが望ましい）。

#### データサイエンス学部

1. 外国において学校教育における12年の課程を修了した者、またこれに準じる者で文部科学大臣の指定した者。
2. 出入国管理及び難民認定法第2条第2項に規定する別表第1の4該当の、「留学」の在留資格を得ることができる者。
3. 専門教育にたえうる基礎学力および日本語の能力が入学後の学修に支障をきたさない程度に備わっている者。

### ■学部審査

#### 仏教学部

1. 書類審査及び面接のうえ、学部教授会で判定します。
2. 面接の際は、日本語能力と、受講希望科目に対する理解力、その他について試問します。

#### 文学部

1. 書類審査及び面接のうえ、学部教授会で判定します。
2. 面接の際は、日本語（話す・聞く・読む・書く）の能力と、受講希望科目に対する理解力、その他について試問します。

#### 経済学部

1. 書類審査及び面接のうえ、学部教授会で判定します。
2. 面接審査では日本語能力と専門知識と勉学の意思を確認します。
3. 書類審査で認められたものに対してのみ面接を行います。

#### 経営学部

1. 書類審査及び面接のうえ、学部教授会で判定します。
2. 面接審査では勉学の意思、必要性、通学可能性の確認をします。
3. 日本語能力と専門知識の口頭試問をします。

#### 法学部

1. 書類審査および面接のうえ、学部教授会で判定します。
2. 面接審査では勉学の意志、必要性、通学可能性の確認をします。
3. 必要に応じて、日本語能力の小テストと専門知識の口頭試問をします。

#### 社会福祉学部

1. 書類審査及び面接。
2. 面接の際は、日本語（話す・聞く・読む・書く）の能力と、受講希望科目に対する理解力、その他について試問します。

#### 地球環境科学部

1. 書類審査及び面接。
2. 面接の際は、日本語（話す・聞く・読む・書く）の能力と、受講希望科目に対する理解力、その他について試問します。

#### 心理学部

1. 書類審査及び面接。
2. 面接の際は、日本語（話す・聞く・読む・書く）の能力と、受講希望科目に対する理解力、その他について試問します。

#### データサイエンス学部

1. 書類審査及び面接。
2. 面接の際は、日本語（話す・聞く・読む・書く）の能力と、受講希望科目に対する理解力、その他について試問します。

#### ■出願書類

1. 受講願（本学所定様式）  
注）必要事項を記入し、写真（縦4cm ×横3cm）貼付および押印すること。
2. 履歴書（学校種別の修学期間を明記のこと）
3. 最終出身学校の卒業証明書（卒業見込証明書でも可）
4. 最終出身学校の成績証明書
5. 日本語能力試験認定結果および成績に関する証明書
6. 健康診断証明書（詳細は大学ホームページ掲載の別紙参照）
7. 住民票（本籍地・マイナンバーの記載のないもの）および旅券の写し（写真記載ページと在留資格が記載されたページ）
8. 日本における身元保証人氏名・年齢・住所・電話番号を記載した書類
9. 母国における最終出身校の学校長または指導教授の推薦状  
注）最終出身校とは、母国における12年教育以上の最終学校を示す。

- ※ 出願書類 3 および 4 は、原則として原本を提出すること。原本を提出できない場合は、Certified True Copy（原本から正しく複製されたものであることを公的機関、日本語学校または出身校が証明したコピー）を提出すること。なお、本学出身者は提出不要とする。
- ※ 提出書類について、日本語または英語以外で記載されている場合は、日本語学校、大使館、領事館等の公的機関が証明する日本語の翻訳とあわせて提出すること。
- ※ 出願書類 2 および 8 は所定様式がないため、各自用意すること。
- ※ 受講の可否に関わらず、提出された書類は返却いたしません。

#### ■面接審査日

- ※受講希望の科目を開設している学部の面接を受ける必要があります。
- ※日時等詳細については、受講願に記入されたメールアドレス宛にお知らせいたします。